

九管区水路通報第1号

平成13年1月5日

第九管区海上保安本部

=====

(総 記)

- 1 船舶交通安全情報について
- 2 自衛隊が実施する射爆撃訓練及び救難訓練区域について
- 3 情報提供依頼について
- 4 定置漁網について
- 5 海洋掘削施設について
- 6 水路図誌等の複製等について
- 7 水路通報等の閲覧について
- 8 水路図誌の販売所について
- 9 海の相談室について
- 10 海図の世界測地系移行について
- 11 インターネットによる情報提供について
- 12 ファックス情報サービスの利用について
- 13 みえるラジオによる情報提供について
- 14 携帯電話による情報提供について
- 15 船舶気象情報提供について

F A X 情報サービス操作方法

- | | | |
|-----|---------|---------|
| 1 項 | 若狭湾北方 | 射爆撃訓練 |
| 2 項 | 七尾港及び付近 | 環境調査 |
| 3 項 | 新潟港 西区 | 掘下げ作業関連 |
| 4 項 | 新潟港 西区 | 掘下げ作業 |
| 5 項 | 佐渡島北方 | 射撃訓練 |

=====

記事中、特に明記していない経緯度は、日本測地系によるものです。

九管区水路通報に関する問い合わせは下記へご連絡下さい。

〒950 - 8543 新潟市万代2 - 2 - 1 水路部監理課図誌係

TEL 0 2 5 - 2 4 4 - 4 1 5 1 (内線 3 1 5)

FAX 0 2 5 - 2 4 3 - 1 6 9 4

E-Mail zushi@kan9.cue.jhd.go.jp

九管区水路通報（総記）

1 船舶交通安全情報について

第九管区海上保安本部では、新潟・富山及び石川各県沿岸並びに日本海中部海域における船舶交通の安全に必要な情報を収集整理し、「九管区水路通報」や「九管区航行警報」として、Eメール配信による提供を行っています。またインターネットホームページ、無線電話、ラジオ放送等及びFAX情報サービスにより、一般船舶・漁船・その他の海事関係者等へ提供しています。

配信する情報の内容は、港の工事、灯台が消灯するなどの事故、航行の障害となる漂流物・魚礁工事・沈船などの情報、海洋調査、救難・射撃訓練、入港時の航泊の制限又は禁止、ロケットの打ち上げなどです。

(1) 九管区水路通報

毎週金曜日（休日の場合は前日）に発行し、船舶運航者やその団体等にEメール配信による提供を行っています。またインターネットホームページ、FAX情報サービスにより一般の方々へ提供を行っています。

なお、この水路通報のご利用にあたっては、次の事項にご注意下さい。

(イ) 方位は、真方位（0°から時計回りに360°まで）を用い、16方位は概略の方位を示す。

灯台の明弧、指導線等の方位は海方からの値を示す。

(ロ) 位置は、方位・距離又は経緯度で示し、「概位」と付記した経緯度は海図上で概略の位置を知るのに用いる。

位置を経緯度で示す場合は、日本測地系（Tokyo Datum）と世界測地系（WGS-84）で表記する。

(ハ) 時刻は、日本標準時を用い、24時間制で、0000から2400までの数字4個で示す。

提供方法は九管区水路通報として毎週金曜日（休日の前は前日）に印刷形式で編集したPDF(Portable Document Format)形式ファイルでの配信、また緊急な航行情報は随時HTML(Hyper Text Markup Language)形式での配信となります。

配信御希望の方は、インターネットホームページ上で登録されるか、住所、氏名、所属、連絡先、使用目的等を記載のうえ、Eメールでお申し込み下さい。

インターネットホームページアドレス：<http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/zushi/tuho2.html>

E-mailアドレス：zushi@kan9.cue.jhd.go.jp

(2) 九管区航行警報

第九管区海上保安本部では、「九管区航行警報」として、船舶航行の安全にかかわる情報のうち緊急を要する事項については安全通報により、また、

安全通報に該当しない事項については、各局宛て同報としてそれぞれ同じ内容の情報を提供しています。

海岸局名	呼出名称	電波の形式	周波数
新潟	にいがたほあん	F3E	CH16 (CH12)

なお利用者に迅速で確実に船舶交通安全情報を配信するため、官庁執務時間内に限りEメールで提供します。

(3) ラジオ放送

一般にも広くお知らせする必要がある事項については、NHK新潟放送局、NHK富山放送局、NHK金沢放送局から放送しています。

2 自衛隊が実施する射爆撃訓練及び救難訓練区域について

第九管区海上保安本部管内では、航空自衛隊、海上自衛隊が実施する射爆撃訓練や航空自衛隊小松・新潟の各救難隊が実施する救難訓練海域があり、ほぼ通年実施されています。

各訓練が実施されている海域は次の通りです。

付近海域を航行する船舶は注意して航行してください。

[射爆撃訓練海域]

(1) 若狭湾北方海域（航空自衛隊実施、参照海図 第1154号）

区域 下記5地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (イ)37-40N,133-25E (ロ)37-14N,136-10E
- (ロ)38-33N,134-02E (ハ)36-33N,134-45E
- (ハ)39-27N,136-10E

(2) 若狭湾北方海域（海上自衛隊実施、参照海図 第159号）

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (イ)36-40N,135-00E (ロ)37-22N,135-40E
- (ロ)37-00N,135-00E (ハ)37-02N,135-40E

(3) 佐渡島北方（航空自衛隊実施、参照海図144）

区域 下記5点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (イ)39-14-48N,138-05-49E (ロ)39-20-17N,139-00-00E
- (ロ)40-00-00N,138-23-04E (ハ)38-47-51N,138-39-16E
- (ハ)40-00-00N,139-00-00E

[救難訓練海域]

(1) 能登半島南西方（航空自衛隊小松救難隊実施、参照海図 第1169号）

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (イ)36-15N,135-35E (ロ)37-05N,136-30E
- (ロ)37-05N,135-35E (ハ)36-45N,136-30E

(2) 佐渡海峡西口（航空自衛隊新潟救難隊実施、参照海図 第1180号）

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

- (イ)37-30N,138-20E (ロ)37-50N,138-45E
- (ロ)37-50N,138-20E (ハ)37-30N,138-30E

(3) 佐渡島北東方（航空自衛隊新潟救難隊実施、参照海図 第1180号）

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

(イ)38-10N,138-40E (ハ)38-30N,139-10E

(ロ)38-30N,138-40E (ニ)38-10N,139-10E

(4) 佐渡島北方（航空自衛隊新潟救難隊実施、参照海図 第146号）

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

(イ)38-30N,138-10E (ハ)38-50N,138-40E

(ロ)38-50N,138-10E (ニ)38-30N,138-40E

3 情報提供依頼について

船舶交通の安全に関する事項及び海図をはじめその他の水路図誌の内容を訂正する必要のある事項を発見した場合は、速やかに第九管区海上保安本部水路部（〒950-8543新潟市万代2-2-1 025-244-4151 内315）又は、最寄りの海上保安部署（連絡先別掲）に通報してください。

インターネットホームページ： <http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/zushi/tuho2.html>

E-mailアドレス： zushi@kan9.cue.jhd.go.jp

漂流物・暗礁・浅瀬・沈船・爆発物等の航行障害物

海図及びその他の水路図誌等に記載してある事象（水深・海潮流・地形・目標物等）と著しく異なる事象

灯台・灯浮標等の航路標識の異変（消灯・倒壊・流失・移動等）

その他航海者にお知らせする必要があると思われる事項

通報内容

イ 発見又は観測の日時

ロ 場所（経緯度又は著名目標物からの真方位と距離で表示）

ハ 状況

ニ 発見者又は観測者の氏名（船名等）

ホ その他参考事項

4 定置漁網について

第九管区海上保安本部管内の沿岸距岸2～3マイル以内の海面には定置漁網が多く存在し、その概略の位置は、特殊図第6120号¹²「漁具定置箇所一覧図第12」（平成12年2月海上保安庁刊行）に記載されています。

なお、新たに定置された漁網で船舶の運行に支障を来たすおそれがあるものについては、九管区水路通報、九管区航行警報等でお知らせしますので特殊図第6120号¹²と併用してください。

5 海洋掘削施設について

第九管区海上保安本部管内の新潟県沿岸海域には石油の海洋掘削施設があり、その周辺にはパイプ等の障害物が設置されているため、当該施設周辺の海域には接近しないように注意してください。なお、これらの施設は夜間、多数の灯火などで標示されています。また、廃止・撤去された海洋掘削施設が多くあり、撤去された施設から沿岸までの間には、パイプが敷設されたままのため、投錨等に注意してください。

6 水路図誌等の複製等について

- (1) イ、海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した水路図誌または航空図誌を航海又は航空の用に供するために複製しようとするときは、水路業務法第24条の規定により管区海上保安本部長の承認等の手続きが必要です。

ロ、上記以外で有償配布される印刷物等に水路図誌等の一部を複製使用する場合は、著作権法上、「水路図誌等利用許諾申請」が必要となります。

ハ、上記イ以外で無償配布や公的機関に提出する資料については申請が不要ですが、その複製には海上保安庁刊行水路図誌等の複製であることを明記する必要があります。

- (2) 海上保安庁以外の者が海上保安庁の刊行した海図、航空図、水路誌又は灯台表に類似した刊行物を発行しようとするときは、水路業務法第25条の規定により海上保安庁長官の許可が必要です。

なお、詳細については、第九管区海上保安本部水路部監理課監理係
(〒950-8543新潟市万代2-2-1 025-244-4151 内313)

までお問い合わせ下さい。

7 水路通報等の閲覧について

- (1) 下記の第九管区海上保安本部管内各事務所等で電子メールにより配信された水路通報等が備え付けてあり、閲覧することができます。

部 署 名	住 所	電 話 番 号
第九管区海上保安本部 水路部	新潟市万代2-2-1	025-244-4151
新潟海上保安部	新潟市竜ヶ島1-5-4 新潟港湾合同庁舎	025-244-1001
両津海上保安署	両津市大字夷海方1	0259-27-2358
直江津海上保安署	上越市港町1-11-20 直江津港湾合同庁舎	0255-45-5999
伏木海上保安部	高岡市伏木錦町11-15 伏木港湾合同庁舎	0766-44-0195
伏木海上保安部 富山分室	富山市東岩瀬海岸通り17-2 富山港湾合同庁舎	076-437-9395
金沢海上保安部	金沢市湊4-13 金沢港湾合同庁舎	076-268-0329
七尾海上保安部	七尾市矢田新町二部173 七尾港湾合同庁舎	0767-53-2230
七尾海上保安部 小木分室	石川県珠洲郡内浦町小木 21字173	0768-74-0075
新潟航空基地	新潟市松浜町新潟空港内	025-273-5638
新潟航路標識事務所	新潟市関屋海岸1-2	025-266-4882
能登航路標識事務所	輪島市鳳至町鳳至丁133	0768-22-0345

(2)インターネットホームページでも「九管区水路通報」を閲覧することができます。

インターネットホームページアドレス：<http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/index.html>

8 水路図誌の販売所について

第九管区海上保安本部管内の水路図誌販売所は下表のとおりです。

県	販売所名	所在地	電話番号
新潟県	(株)イリサワ	新潟市入船町1-3663	025-228-4488
	日光商事(株)新潟営業所	新潟市豊照町2482	025-228-8040
	日曳商事(株)	新潟市竜ヶ島1-7-14	025-244-2331
	新潟船用品(株)	新潟市竜ヶ島1-4-8	025-247-0333
	(財)日本海洋レジャー 安全振興会	新潟市堀之内南3-1-21 ユタカビル3F	025-283-1996
	(株)イリサワ上越支店	上越市春日新田1-19-3	0255-43-3387
富山県	佐渡商会	富山市東岩瀬大町96	0764-38-1238
	富山潜水サービス	富山市豊田2-67-4	0764-42-2286
	古野電気富山	新湊市八幡町1-1100	0766-41-0500
	双葉商会	高岡市伏木錦町15-9	0766-44-0128
	富山船具店	高岡市伏木2-1-6	0766-44-0129
	海洋通信コマダ(株)	新湊市港町18-35	0766-84-0142
	日本海マリン	新湊市庄西町1-16-24	0766-84-3596
	スズキ富山	新湊市新堀39	0766-86-3750
石川県	(株)うつのみや	金沢市桜田ク-137	0762-33-7577
	日本海マリン	金沢市近岡町963	0762-38-1919
	ヤマハ中部(株)北陸営業所	石川郡野々市町 二日市町540-1	0762-48-6565
	フルノ金沢支店	金沢市駅西本町2-5-9	0762-62-3326
	石川船用品(株)金沢営業所	金沢市湊4-14-2	0762-68-8151
	七尾船用品(株)	七尾市府中町267	0767-52-3214
	石川船用品(株)	七尾市寿町111-9	0767-53-0447
	小木漁業協同組合	珠洲郡内浦町小木34-11	0768-74-1144

注意(1)第九管区海上保安本部水路部では水路図誌の閲覧はできますが、販売は行っていません。

注意(2)販売所では、申込に応じて図誌類を取り寄せて販売しています。

9 海の相談室について

海の相談室は、海上保安庁水路部及び各管区海上保安本部に設置され、「海」に関する様々な情報の提供窓口となっています。第九管区海上保安本部の「海

の相談室」は、下記事項の相談の他、資料の閲覧・提供など様々なサービスを実施していますので、どなたでもお気軽にご利用下さい。

相談内容

次のような内容については、来訪、電話、手紙、電子メールで受け付けて情報を提供しています。

なお、手紙の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

- (1) 水深・海底地形・海底地質等に関する事
- (2) 海氷・海流・潮流・潮汐・水温等に関する事
- (3) 日出・日没等の天文、暦に関する事
- (4) 水路図誌・水路通報・航行警報に関する事
- (5) 水路測量・海象観測等に関する事
- (6) その他、海に関する事

開設場所：〒950-8543 新潟市万代2-2-1

第九管区海上保安本部水路部内 「海の相談室」

電話番号：025(244)4151 内線312

利用時間：毎週月～金曜日(祝日を除く)0830～1700

(1200～1300を除く)

インターネットホームページアドレス：<http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/sodan/sodan.htm>

また、身近な海的话题を易しく解説してお届けする「海の豆知識」をテレフォンサービスで提供しています。

電話番号：025(246)1000

10 海図の世界測地系移行について

(1) 海図の測地系の変更の必要性

地球上の位置を緯度経度で表すための基準を「測地系」と言います。従来から、我が国では「日本測地系」と呼ばれる日本固有の基準を使用しており、海図もこの日本測地系に準拠して作成されてきました。近年、GPSの普及に伴って、船舶運航の世界では国際的な位置の基準である「世界測地系」が用いられるようになってきています。日本測地系と世界測地系のずれは、400～500メートルにもなり、世界のさまざまな測地系の中でも比較的大きなずれとなっています。

一方、SOLAS条約(1974年の海上における人命の安全のための国際条約)の改正により、平成14年7月から、一定基準以上の船舶にAIS(船舶自動識別装置)の搭載の義務づけが予定されています。AISは、船舶が互いに位置を無線で自動的に通報し合うシステムですが、ここで交わされる位置は世界測地系によるものになります。

(2) 世界測地系への移行計画

海上保安庁が刊行している海図のうち、実用上、世界測地系とのズレが問題になる海図は約500図あります。全ての海図を世界測地系に移行するま

では相当の期間を要すると見込まれますので、平成12年4月から順次世界測地系に変更し、改正SOLAS条約が発効するまでに主要な海域の移行を完了させ、平成15年度末までに必要な海図については全て世界測地系に移行させる予定です。なお第九管区海上保安本部管内では、平成13年度から世界測地系海図が刊行される予定です。

(3) 安全対策

船の位置を計測するシステムで用いる測地系と海図の測地系が異なっていると、海図の上で自船の位置を誤認し、場合によっては座礁などの事故につながる恐れもあります。このような測地系の混同による事故を未然に防止するため、世界測地系海図の陸地の色をこれまでの日本測地系海図に使用していた「黄茶色」から「灰色」に変更し、一目で区別できるようにします。また、広報パンフレットを作成し、測地系の移行について正しくご理解いただけるよう努めていきます。

参考1：測地系

海上、陸上の位置は経緯度で表します。測地系とは、経緯度を表すための座標系で、地表にかぶせる経緯度の網目のことです。

参考2：日本測地系

日本では、明治初期に旧海軍水路部が東京麻布で行った天文観測等に基づき、日本経緯度原点が定められました。その後、三角測量によって国内に三角点網が整備され、これに基づいた経緯度を日本測地系（Tokyo Datum）と呼んでいます。水路業務法、測量法では、日本経緯度原点を測量の基準とすることを定めており、日本測地系が海図、陸図をはじめ、国内のあらゆる位置情報の基準となっています。

参考3：世界測地系

近年は、全世界で人工衛星などを観測し、その結果から定められた座標系を用いており、これを世界測地系（World Geodetic System：WGS）といいます。GPSなどグローバルな測位システムでは、世界測地系が用いられています。

参考4：GPS（Global Positioning System）

米国が運用している全世界的な測位システムで、24個の周回航法衛星により運用されています。これらのうち4個以上の衛星からの電波を受信できれば、3次元の位置及び時刻がわかります。近年、カーナビにも使われていますが、海上における船舶の測位システムとしての利用も増加しています。

参考5：AIS（Automatic Identification System）

AISは、船舶自動識別装置の略称、AISを装備した船舶は、識別符号（船名）、位置、進路及び船速などの状況を自動的にVHFで送受信するもので、船舶においては衝突回避などに役立てることができます。

参考6：SOLAS条約

国際海事機関（IMO:International Maritime Organization）で採択された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974.）国際海事機関は、主として海上における船舶の安全確保及び海洋環境の保護のための政府間協議・協力を促進することを目的とする国連の専門機関です。

11 インターネットによる情報提供について

第九管区海上保安本部水路部では、水路通報等の船舶交通の安全に必要な情報のほか、水路部からのお知らせ等の情報をインターネットホームページで提供しています。

第九管区海上保安本部水路部のインターネットホームページアドレスは、

<http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/index.html> です。

水路通報は、次のインターネットホームページアドレスを指定することで直接アクセスすることができます。

<http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/zushi/tuho2.html>

インターネットホームページ掲載事項

- (1) 水路部からのお知らせ
- (2) 水路測量の公示
- (3) 航泊交通安全情報 (管区水路通報、管区航行警報)
- (4) 海洋速報及び概報
- (5) 海洋情報ニュース
- (6) 海を知る (各地の水温・潮汐・日出没等)
- (7) 海で遊ぼうマリンレジャー
- (8) 海図の知識 (第九管区海上保安本部管内の海図一覧等)
- (9) 日本海の海岸線「鳥になる」(航空写真)
- (10) 海の相談室 (質問箱・第九管区海上保安本部管内各地の灯台等)
- (11) 関係機関へのリンク (新潟県庁・富山県庁・石川県庁等)

12 ファックス情報サービスの利用について

第九管区海上保安本部では、ファクシミリによる海洋情報提供サービスを行っています。

ファックス情報サービスの内容は、船舶の交通安全情報として「九管区水路通報」、日本海の海流の現況を速報する「九管区海洋速報」、海洋に関係する様々なニュースを盛り込んだ「海洋情報ニュース」及び「広報資料」です。

操作方法は、ファクシミリ電話 0 2 5 - 2 4 3 - 1 6 9 4 に電話をしますと、操作手順について音声ガイダンスがあります。その案内に従って操作しますと、取り出したい海洋情報が入手できます。

なお、詳細な操作方法は別紙「FAX 情報サービス操作方法」を御覧ください。

提供する九管区水路通報、九管区海洋速報については、最新号の他、毎年 1 号からのバックナンバーも取り出すことができます。海洋情報ニュース、広報資料については最新号のみとなります。

13 みえるラジオによる情報提供について

第九管区海上保安本部では船舶の安全航行に必要な航行警報等を全管区にさきがけて FM - NIGATA の「FM 文字多重放送」で 12 年 5 月 1 日より試験的に提供開始しています。

「FM 文字多重放送」は「みえるラジオ」とも呼ばれ、音声放送にプラスし

て文字情報を見ることができる文字放送によるラジオです。

海洋レジャーの普及に伴い、無線電話を持たない小型船でも手軽に船舶航行の安全情報を見ることができます。

放送内容としては、航行の障害となる訓練や漂流物、灯台が消灯する事故等で提供情報の更新は官庁執務時間内に限り行います。

なお、「見えるラジオ」をご覧になるには、「FM文字多重放送」の機能があるラジオまたはカーナビシステムが必要となります。



放送内容の詳細については、第九管区海上保安本部水路部あてにお問い合わせしてください。

見えるラジオチャンネル表（抜粋）

メインメニュー	【 0 2 0 0 0 】
3 天気情報	【 0 2 1 0 0 】
4 道路規制 & 船舶航行情報	【 0 2 0 4 3 】

天気情報

1 新潟県天気予報	【 0 2 1 0 1 】
2 隣接県天気予報	【 0 2 1 0 2 】

道路規制 & 船舶航行情報

1 工事等による県内道路規制情報	【 0 2 0 4 1 】
2 船舶交通安全情報	【 0 2 0 4 2 】

14 携帯電話による情報提供について

第九管区海上保安本部では新潟県・富山県・石川県の沿岸部及びその付近の航行船舶に必要な情報や第九管区海上保安本部管内各地の水温情報及び船舶気象通報や潮汐日出没予報等を海洋レジャー等の普及に伴い無線電話を持たない小型船でも情報が入手できるよう、携帯電話用に内容を簡素化したインターネットホームページにより提供しています。

使用方法是、携帯電話用HPにアクセスし、「海の情報」の目次ページ

1.航行警報 2.潮汐日出没予報 3.各地の水温状況 4.船舶気象通報 5.海上保安部一覧の中から選択します。

各地の水温状況：新潟市、上越市、石川県能登島町の沿岸の海水温が簡易な図とともに表示されます。

船舶気象通報：舢倉島灯台、沢崎鼻灯台、弾埼灯台及び鳥ヶ首岬灯台の観測データが表示されます。

インターネットホームページアドレス：<http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/imode/index.html>

携帯電話はNTTのiモードなどインターネットに対応できる機種のみとなります。

接続エリアについては各携帯電話会社にお問い合わせ下さい。

15 船舶気象通報について

第九管区海上保安本部では、船舶交通や海上工事、あるいは海洋レジャーの安全確保のため、テレホンサービス、インターネットホームページ、ファックス及び無線放送により灯台などで観測した気象や海象のリアルタイムなデータを広く一般に提供しています。

第九管区海上保安本部管内では、舢倉島灯台(石川県)、鳥ヶ首岬灯台(新潟県)及び佐渡島の弾埼灯台、沢崎鼻灯台の観測データを提供しています。

(1) テレホンサービス及びファックスサービス

舢倉島及び新潟周辺における船舶気象通報

観測箇所	電話番号	ファックス番号	情報提供内容
舢倉島灯台	0768-22-1776	————	風向, 風速, 天気, 視程, 風浪, うねり
沢崎鼻灯台	025-231-1776 0259-24-1177	025-231-1774	沢崎鼻 / 風向, 風速
弾埼灯台			弾 埼 / 風向, 風速, 気圧
鳥ヶ首岬灯台			鳥ヶ首 / 風向, 風速, 気圧

(2) インターネットホームページ

インターネットホームページ(水路部) :

<http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/imode/index.html>

インターネットホームページ(新潟航路標識事務所) :

<http://www.nigata.kaiho.mlit.go.jp/~senkitsu/index.html>

インターネットホームページ(NTTのiモードアドレス)(新潟航路標識事務所) :

<http://www.nigata.kaiho.mlit.go.jp/~senkitsu/index-i.html>

(3) 無線放送

舢倉島及び新潟周辺における無線放送所

観測箇所	無線放送所	電波の形式	周波数	情報提供内容
舢倉島灯台	舢倉島 "	D9W H3E	295kHz 1670.5kHz	風向, 風速, 天気, 視程, 風浪, うねり
沢崎鼻灯台 弾埼灯台	粟島	H3E	1670.5kHz	沢崎鼻 / 風向, 風速 弾 埼 / 風向, 風速, 気圧

第九管区海上保安本部 水路部



F A X 情報サービス

(0 2 5 - 2 4 3 - 1 6 9 4)



当本部では、九管区の情報音声を音声ガイダンスに従い取得することが可能です。

操 作 方 法

- 1 ファックスから025-243-1694に電話をします。
- 2 トーン信号のボタンを押します。
- 3 取り出したい情報番号(下記一覧表)＃を押します。
- 4 トーン信号のボタンを押します。
- 5 を2回押し、受信ボタンまたはスタートボタンを押します。

情報番号	情 報 目	内 容	更 新 時 期
0 1	情報総合案内	操作・情報番号案内	内 容 変 更 時
0 2	海洋情報ニュース(最新号)	本 冊 子 最 新 号	毎月 1 回
0 3	(広 報 号) (最 新 号)		毎月 1 回 (原 則)
1 0	九管区水路通(最新号)	本 冊 子 最 新 号	毎 週 金 曜 日 15 時 頃 (原 則)
1 1 ~ 6 2	九管区水路通(バックナンバー)	(毎 年 の 1 号 从 1 号 起 算) (情 報 番 号 = 号 数 + 1)	
6 3	九管区水路通報 総記	業 務 説 明	毎 年 1 号 発 行 日
7 0	九管区海洋速報(最新号)	本 冊 子 最 新 号	(毎 月 2 回 則)
7 1 ~ 9 9	報 九管区海洋速(バックナンバー)	(毎 年 の 1 号 从 1 号 起 算) (情 報 番 号 = 号 数 + 7)	

お問い合わせ先

〒 9 5 0 - 8 5 4 3
住所 新潟県新潟市万代2丁目2番1号運輸合同庁舎5階
・ 0 2 5 - 2 4 4 - 4 1 5 1 (内 線 3 1 2)
✉ z u s h i @ k a n 9 . c u e . j h d . g o . j p

第九管区海上保安本部水路部

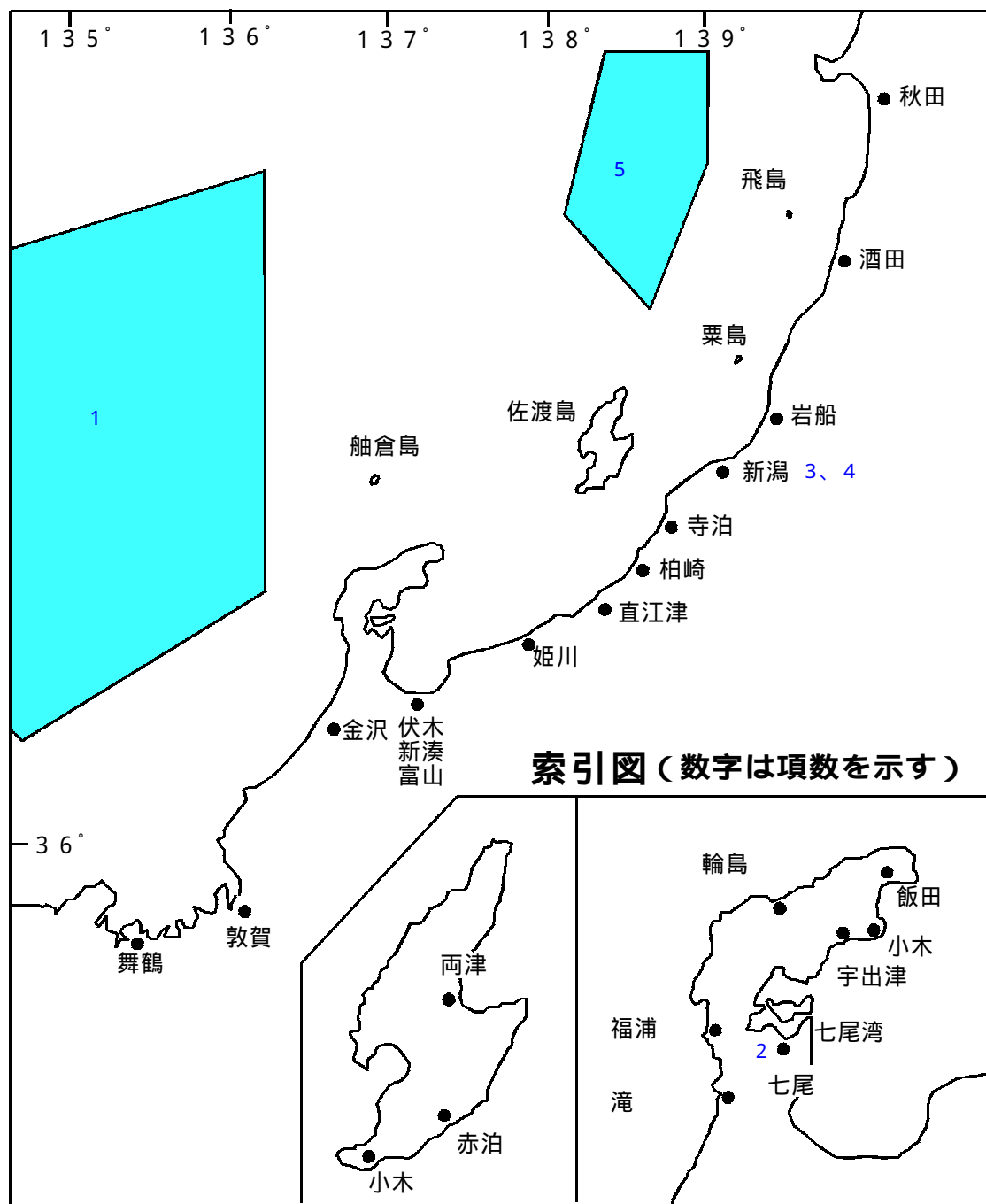
月～金(土曜・日曜・祝日を除く) 08:30～17:00

上記内容は、インターネットでも見る事が出来ます。

インターネットアドレス <http://www.jhd.go.jp/cue/KAN9/>

ファックス情報サービス利用例

情報	プッシュ回線	トーン信号を出せない回線 (アナログ電話回線)	
九 水 路 通 報	九管区水路通報 19号を取り出す場合		
	2 9 □	トーン 2 9 □	19号の指示
	□ □	トーン □ □	操作終了
	スタート	スタート	ファックス出力
	九管区水路通報最新号を取り出す場合		
	1 0 □	トーン 1 0 □	最新号の指示
海 洋 速 報	□ □	トーン □ □	操作終了
	スタート	スタート	ファックス出力
	九管区海洋速報第5号を取り出す場合		
	7 5 □	トーン 7 5 □	5号の指示
	□ □	トーン □ □	操作終了
	スタート	スタート	ファックス出力
九 管 区 海 洋 速 報	九管区海洋速報最新号を取り出す場合		
	7 0 □	トーン 7 0 □	最新号の指示
	□ □	トーン □ □	操作終了
	スタート	スタート	ファックス出力
広 報	広報を取り出す場合		
	0 3 □	トーン 0 3 □	広報の指示
	□ □	トーン □ □	操作終了
	スタート	スタート	ファックス出力
海 二 洋 ユ ー ス ー ス	海洋情報ニュースを取り出す場合		
	0 2 □	トーン 0 2 □	海洋情報ニュースの指示
	□ □	トーン □ □	操作終了
	スタート	スタート	ファックス出力



1 項 若狭湾北方 - 射爆撃訓練

下記区域で、自衛隊航空機による空対空射撃、空対水射爆撃訓練及び試験が実施される。

期間 2月1日～28日（日曜及び休日を除く） 0700～1900

区域 下記5地点を順に結ぶ線で囲まれる海域

(イ)37-40N,133-25E (ニ)37-14N,136-10E

(ロ)38-33N,134-02E (ホ)36-33N,134-45E

(ハ)39-27N,136-10E

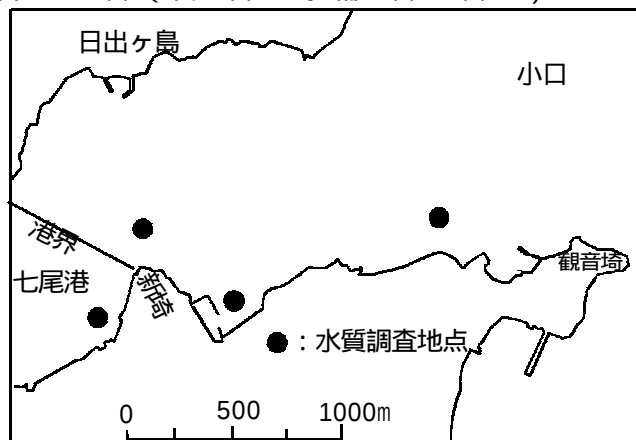
（参照海図 1 1 5 4）

（出所 防衛庁航空幕僚監部）

2 項 七尾港及び付近 - 環境調査

下図で示す位置で、作業船による水質調査が実施される。

期間 1月15日～24日（内2日 予備1日を含む）



（参照海図 1 5 8）

（出所 七尾港長）

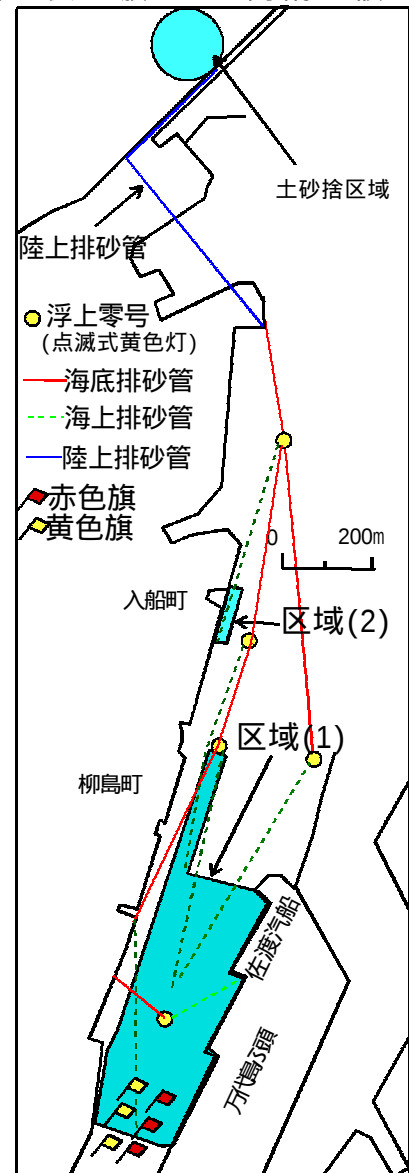
3 項 新潟港 西区 - 掘下げ作業関連

九管区水路通報12年46号743項関連

区域(1)の浚渫区域において、航路中央に赤色旗及び黄色旗が40m間隔で設置される。

区域 37-55-27N, 139-03-42E 付近

期間 1月5日～15日



(参照海図 1 1 5 5 A)

(出所 新潟港長)

4 項 新潟港 西区 - 掘下げ作業

下記区域で、ポンプ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 1月12日～3月23日

区域 下記5地点を順に結ぶ線及び陸岸で囲まれる
海域

(イ)37-55-25.9N,139-03-37.8E(岸線上)

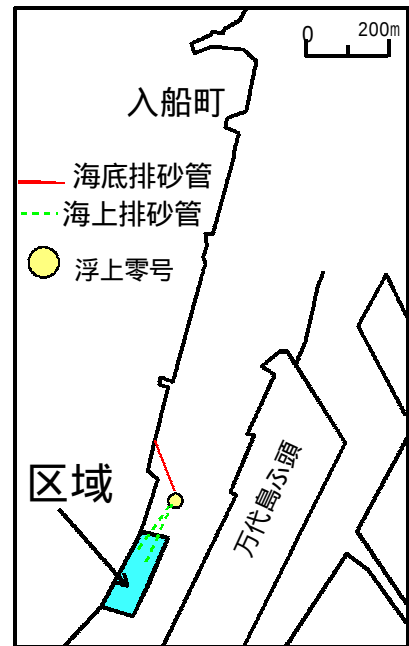
(ロ)37-55-24.9N,139-03-42.3E

(ハ)37-55-19.7N,139-03-39.2E

(ニ)37-55-16.0N,139-03-36.9E

(ホ)37-55-18.3N,139-03-32.0E(岸線上)

標識 海底排砂管立上位置(浮上零号)及びポンプ
浚渫船までの海上排砂管に点滅式黄色標識灯
が設置される。



(参照海図 1 1 5 5 A)

(出所 新潟港長)

5 項 佐渡島北方 - 射撃訓練

下記区域で、自衛隊航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期間 13年2月1日～28日(日曜日及び休日を除く)

0700～1900

区域 下記5点を順に結ぶ線で囲まれる海域

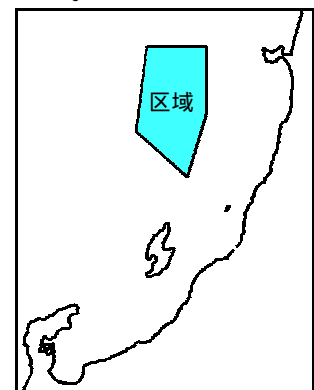
(イ)39-14-48N,138-05-49E

(ロ)40-00-00N,138-23-04E

(ハ)40-00-00N,139-00-00E

(ニ)39-20-17N,139-00-00E

(ホ)38-47-51N,138-39-16E



(参照海図 1 4 4)

(出所 防衛庁航空幕僚監部)

=====